

『平面交差の計画と設計 応用編』参照箇所に関する新旧対応表

「平面交差の計画と設計 基礎編」の改訂(注1)に伴う「平面交差の計画と設計 応用編」内の参照先の変更箇所を以下に整理した。

注1) 新書：『平面交差の計画と設計 基礎編 -計画・設計・交通信号制御の手引-』【平成30年11月発行】

旧書：『改訂 平面交差の計画と設計 基礎編 第3版』【平成19年7月発行】

新旧参照箇所対応表

応用編			基礎編の参照箇所	
頁	左右	章・行など	旧書の参照箇所	新書の参照箇所
8	左	2.1.1	1.3.3 交通事故防止対策の基本的事項	第Ⅲ編1.2 交通事故及び安全性に関する調査
8	左	2.1.1	3.1 基礎データの収集整理および現地踏査	第Ⅲ編1.1 基礎データの収集整理および現地踏査
8	左	2.1.2	3.2.2 新設道路の交差点	第Ⅲ編1.3.2 新設道路の交差点
11	左	2.3.2	3.6.5 横断歩道	第Ⅲ編3.1.7(2) 横断歩道
11	左	2.3.2	3.6.6 自転車横断帯および自転車の通行部分	第Ⅲ編3.1.7(3) 自転車の通行部分
11	右	2.3.2(1)	3.3.3(2)⑥b 左折専用現示がない場合の左折専用車線	第Ⅲ編2.4.4(3)2) 歩行者との交錯が生じる場合
11	右	2.3.2(1)	式3.3.13 左折専用車線の交通容量	式3.2.19, 式3.2.20, 式3.2.21
13	左	2.3.3	3.6.2 平面交差部の横断構成	第Ⅲ編3.1.2 平面交差部の横断構成
13	左	2.3.3	3.6.3 右折車線の設計	第Ⅲ編3.1.3 付加車線の設計
14	右	2.3.3(1)2)①	3.6.2 平面交差部の横断構成	第Ⅲ編3.1.2 平面交差部の横断構成
17	左	2.3.3(2)	3.6.2(4) 左折車線	第Ⅲ編3.1.2(6) 左折車線
17	左	2.3.3(2)1)	3.6.2(4) 左折車線	第Ⅲ編3.1.2(6) 左折車線
18	左	2.3.4(1)1)	1.2.4 設計段階における原則的事項	第Ⅰ編3.3 設計段階における基本的事項
18	右	2.3.4(1)1)	3.6.4 交通島と導流路	第Ⅲ編3.1.5 導流路と隅切り 第Ⅲ編3.1.6 交通島を用いた導流化
18	右	2.3.4(1)1)	附録3 導流路の内側線(三心円)のすりつけ方法	附録2 三心円の作図方法
19	左	2.3.4(1)2)	3.6.5 横断歩道	第Ⅲ編3.1.7(2) 横断歩道
26	右	2.3.5(2)2)	3.6.5 横断歩道	第Ⅲ編3.1.7(2) 横断歩道
32	右	2.3.7(1)2)	3.4.4 信号制御	第Ⅲ編6.1 系統制御
40	右	2.4.1(2)7)	3.3.3 信号交差点の交通容量	第Ⅲ編2.4 信号交差点の交通容量
40	右	2.4.1(2)8)①	3.3.3 信号交差点の交通容量	第Ⅲ編2.4 信号交差点の交通容量
41	右	2.4.2(1)	3.4.4 信号制御	第Ⅲ編5.6.2 歩行者現示時間の最小値
41	右	2.4.2(1)	3.4.4 信号制御	第Ⅲ編5.6.2 歩行者現示時間の最小値
43	左	2.4.2(2)	3.6.3 右折車線の設計	第Ⅲ編3.1.3 付加車線の設計
43	右	2.4.2(4)	3.6.3 右折車線の設計	第Ⅲ編3.1.3 付加車線の設計
48	右	2.4.3(2)4)	3.4.4(1)2) 信号制御パラメータ	第Ⅲ編5.3.5 損失時間の推定
49	左	2.4.3(2)5)	3.4.4(1)2) 信号制御パラメータ	第Ⅲ編5.3.5 損失時間の推定
56	右	3.1.1(2)4)	1.1.3 平面交差点計画設計の基礎知識	第Ⅰ編4.1 交通の需給関係
56	右	3.1.1(2)4)	3.1.3 交通流および交通規制等の現況調査	第Ⅲ編1.3 設計時間交通量の設定方法
57	右	3.1.1(3)2)	3.6.7 交差点における路面標示	第Ⅲ編3.1.7 交差点における路面標示
57	右	3.1.1(3)3)	3.6.5 横断歩道	第Ⅲ編3.1.7(2) 横断歩道
58	右	3.1.1(4)2)	3.4.4 信号制御	第Ⅲ編5.3.5 損失時間の推定
59	右	3.1.1(4)5)	3.3.3 信号交差点の交通容量	附録4 4.4 飽和交通流率の影響要因による補正方法
60	左	3.1.1(4)5)	3.3.3 信号交差点の交通容量	附録4 4.4 飽和交通流率の影響要因による補正方法
63	左	3.1.1(4)9)	3.4.4 信号制御	第Ⅲ編5.6.2 歩行者現示時間の最小値
70	右	3.1.2(3)3)	3.6.5 横断歩道	第Ⅲ編3.1.7(2) 横断歩道
73	右	3.1.2(4)2)	3.3.3 信号交差点の交通容量	附録4 4.4 飽和交通流率の影響要因による補正方法
78	右	3.1.3(5)2)	3.6.4 交通島と導流路	第Ⅲ編コラム3.8
103	左	3.3.1(4)1)	3.4.5(3) T型の三枝交差	第Ⅲ編5.2.4(3) Y型の三枝交差点
103	左	3.3.1(4)1)	式3.3.10 右折専用車線の交通容量(直右混用)	式3.2.8
106	右	3.3.1(5)	式3.6.3 滞留長の計算式	式3.3.5
106	右	3.3.1(5)	表3.6.7 右折車線係数λrの値	表3.3.7
113	右	3.3.2(5)	式3.6.3 滞留長の計算式	式3.3.5
113	右	3.3.2(5)	表3.6.7 右折車線係数λrの値	表3.3.7
116	右	3.3.3(4)1)	3.4.5(3) T型の三枝交差	第Ⅲ編5.2.4(2) T型の三枝交差点
120	右	3.3.3(5)	式3.6.3 滞留長の計算式	式3.3.5
120	右	3.3.3(5)	表3.6.7 右折車線係数λrの値	表3.3.7
129	左	3.4.1(4)1)	3.4.5(1) 標準的な十字交差点 ※応用編には3.4.5(3)とあるが、3.4.5(1)の誤り	第Ⅲ編5.2.2 標準2現示方式
129	左	3.4.1(4)1)	式3.3.10 右折専用車線の交通容量(直右混用)	式3.2.8
134	右	3.4.1(5)	式3.6.3 滞留長の計算式	式3.3.5
134	右	3.4.1(5)	表3.6.7 右折車線係数λrの値	表3.3.7
139	右	3.4.2(4)1)	3.4.5(1) 標準的な十字交差点 ※応用編には3.4.5(3)とあるが、3.4.5(1)の誤り	第Ⅲ編5.2.2 標準2現示方式
143	右	3.4.2(5)	表3.6.13 交差点における右左折車線の通行方法(普通道路)	表3.3.9
144	左	3.4.2(5)	式3.6.3 滞留長の計算式	式3.3.5
144	左	3.4.2(5)	表3.6.7 右折車線係数λrの値	表3.3.7
180	右	3.8.2(4)1)	3.6.2 平面交差部の横断構成	第Ⅲ編3.1.2(5) 右折車線相当幅員の確保
186	左	3.8.4(1)	3.4.1 交通運用の基本計画	第Ⅲ編1.1.3(5) 交通規制の状況
188	左	3.8.4(3)2)	表3.6.13 交差点における右左折車線の通行方法(普通道路)	表3.3.9
189	左	3.8.4(4)1)	3.4.5 現示の組み合わせの代表例)	第Ⅲ編5.2.2 標準2現示方式
189	左	3.8.4(4)1)	式3.3.9 右折専用車線の交通容量(右折専用現示が無い場合)	式3.2.8
191	右	3.8.4(5)	表3.6.13 交差点における右左折車線の通行方法(普通道路)	表3.3.9
191	右	3.8.4(5)	式3.6.3 滞留長の計算式	式3.3.5

『平面交差の計画と設計 応用編』警察庁通達に基づく関連箇所一覧

『平面交差の計画と設計 応用編』【平成19年10月発行】により計画、設計を行う場合においては、書籍の発行日以降に制定された法改正や交通運用指針等に基づき、適切に対応する必要がある。

上記の対象となる主な通達の出典と、該当する箇所について下表に示す。実務において参照されたい。

主な通達の出典

発出元	文書記号	日付	通達名
警察庁交通局交通規制課長	警察庁丁規発第47号	平成31年3月20日	歩車分離式信号に関する指針の制定について(通達)
(webリンク)	https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kisei/kisei20190320-1.pdf		
警察庁交通局交通規制課長	警察庁丁規発第49号	平成31年3月20日	時差式信号現示による制御に関する運用指針の制定について(通達)
(webリンク)	https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kisei/kisei20190320-3.pdf		
警察庁交通局交通規制課長	警察庁丁規発第48号	平成31年3月20日	右折矢印信号現示による制御に関する運用指針の制定について(通達)
(webリンク)	https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kisei/kisei20190320-2.pdf		
警察庁交通局長	警察庁丙規発第7号	令和3年3月24日	「信号機設置の指針」の制定について(通達)
(webリンク)	https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kisei/kisei20210324.pdf		
警察庁交通局交通規制課長	警察庁丁規発第72号	令和3年4月28日	法定外表示等の設置指針について(通達)
(webリンク)	https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kisei/kisei20210428.pdf		
警察庁交通局長	警察庁丙規発第27号	令和3年11月30日	「交通規制基準」の改正について(通達)
(webリンク)	https://www.npa.go.jp/laws/notification/koutuu/kisei/kisei20211130.pdf		
警察庁交通局長	警察庁丙交企発第5号, 丙交指発第1号,丙規発 第1号,丙運発第1号	令和4年1月28日	良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の更なる推進について(通達)
(webリンク)	https://www.npa.go.jp/laws/notification/kyokucyou1.pdf		

『平面交差の計画と設計 応用編』における該当箇所

頁	左右	項	参照すべき通達
25	左	2.3.5 路面標示	(1)路面標示・法定外表示の意味 法定外表示の設置については、警察庁通達「法定外表示等の設置指針について」を併せて参照されたい。
42	左	2.4.2 信号現示設定の考え方	(2)右折交通の多い交差点 右折青矢印信号表示を用いた制御については、警察庁通達「右折矢印信号現示による制御に関する運用指針の制定について」を併せて参照されたい。
42	左	2.4.2 信号現示設定の考え方	(2)右折交通の多い交差点 時差式信号現示については、警察庁通達「時差式信号現示による制御に関する運用指針の制定について」を併せて参照されたい。
44	左	2.4.2 信号現示設定の考え方	(6)歩車分離信号 (スクランブル信号を含む) 歩車分離現示方式の導入については、警察庁通達「歩車分離式信号に関する指針の制定について」を併せて参照されたい。 また、右左折車両分離方式、右折車両分離方式の適用の際は警察庁通達「右折矢印信号現示による制御に関する運用指針の制定について」を併せて参照されたい。